# 治安対策

# 1 首都東京を守るテロ対応力の強化

## 1 テロへの効果的対処【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) テロ対策の強化を図るための施設を建設すること。
- (3) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (4) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

#### <現状・課題>

世界各地では、爆発物、銃器、車両及び刃物等を使った、市民を標的としたテロ事件が相次いで発生しており、我が国においても、過激思想に影響を受けた者やテロ組織と関わりのない個人による同種のテロ事件が発生する可能性は否定できない。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が迫る中、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象であることを踏まえると、首都東京におけるテロ対策の強化は、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を 駆使したテロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2)羽田空港の24時間開港に伴う国際線増便や、東京2020大会の開催決定を受け、空港を狙ったテロに備える「東京国際空港テロ対処部隊」を発足させたことから、同隊の拠点となり、訓練設備を備えた庁舎を建設すること。
- (3) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発ポスター等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョンや交通広告等のあらゆる媒体を使って情報発信することにより、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (4) CBRN鑑識を実現する最新のNBC検知資器材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資器材、次世代映像規格(4K)を取り入れたビデオ採証システム関連資器材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

## 2 テロに備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・原子力規制庁・厚生労働省) (都所管局 総務局・福祉保健局)

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制を整備すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。
- (3) NBCRテロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立 専門センターを設置すること。

#### <現状・課題>

世界の各地でテロが頻発しており、日本もテロリストから名指しされている状況にある。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、テロへの対処を重視して、平成 2 7年3月に東京都国民保護計画の変更を行っているが、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。大量殺傷物質 (N:核物質、B:生物剤、C:化学剤、R:放射性物質)などが用いられることも考慮しなくてはならない。特に、NBCRテロが発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、国が総合的に対応力を強化する必要がある。

- (1) 国民保護法に基づく体制に加えて、NBCRテロ等の事案発生から緊急対処事態(大規模テロ)の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、自治体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、 爆薬の原料となりうる薬品については、「毒物及び劇物取締法」の対象とな らないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図るこ と。
- (3) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療にあたる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、テロ災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修及び訓練等の指導を行うこと。

## 参考

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制整備
  - ・NBCR攻撃による災害が発生した場合、緊急対処事態認定後であれば、 国が「国民の保護に関する基本指針」(※)に基づき、医療体制の確保等、 NBCRに特有な各種の措置を講じる。
  - ・しかし、事態認定に至らない場合には、災害対策基本法等の法令を適用 し、各自治体が自然災害対策における仕組みにより対処することとなっ ており、この段階における国から自治体への支援及び連携の仕組みが不 明確である。
    - ※『国民の保護に関する基本指針』
      - 第4章 NBC攻撃による災害への対処
      - ○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じさせる・・・。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部 資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的 に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う 旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、 厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管 管理の徹底等について、関係業界団体に依頼
- (3) NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。
  - ①NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関とは
    - ・NBCRテロ災害すべてに対応
    - ・災害現場での指導助言
    - ・患者を収容し専門治療

- ②NBCRに関する既存の専門機関は個別対応のみ
  - N·R:独立行政法人 放射線医学総合研究所 (千葉県稲毛区)
  - ・国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
  - ・全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
  - ・緊急被ばく用医療施設4床保有
  - B:国立感染症研究所(新宿区戸山)
  - ・感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、 広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
  - ・医療施設は有していない。
  - C:財団法人 日本中毒情報センター(つくば市)
  - ・化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
  - ・医療施設は有していない。

# 2 サイバー攻撃対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3)情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を 行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

#### <現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しているところ、 我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生し た場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障に も重大な支障を及ぼすおそれがある。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のような、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織やテロを実行する者にとって格好の攻撃対象であり、リオデジャネイロ2016大会、平昌2018大会では現にサイバー攻撃が実行されたことを踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施(外部委託)し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3)情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施(外部委託)して

対処能力の向上を図るほか、海外の法執行機関やセキュリティ事業者等との 連携による情報収集を行うこと。

(5) サイバー攻撃の実態解明のために必要な装備資器材の充実強化を図ること。

# 3 総合的な治安対策の充実・強化

## 1 治安対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤 整備を図ること。
- (4) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。

#### <現状・課題>

平成30年中の都内における刑法犯認知件数は、11万4,492件で、犯罪抑止総合対策を開始した平成15年以降16年連続で減少し、戦後最少を記録した。これは、戦後最悪であった平成14年に比べて約6割も減少したことになり、各種取組の成果が着実に現れていると言える。

しかしながら、昨年11月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」の中で、「治安対策」は、高齢者対策、防災対策に次いで挙げられ、その割合も約半数と高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、ストーカー・DVに起因する人身安全関連事案及び深刻な社会問題となっている児童虐待事案等により、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

こうした状況の下、警視庁では、深刻化するサイバー空間の脅威への対処、テロ等不法事案の防圧検挙等への対応が新たに求められる一方、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

さらに、警視庁は、国会や官邸等をはじめとする政府機関が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えており、東日本大震災に際しては、発災当日からこれまでに延べ23万人を超える職員を被災地に派遣するなど、日本警察の中核として、全国にわたる治安維持に当たる責務も担っている。

また、来年に迫る東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた治安責任を果たすことはもとより、大会前後の治安環境の変化を見据えた諸対策も、併せて進めていかなければならない。

(1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、 首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助す ることとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から 昭和54年度までは10億円、55年度以降から現在までは15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、さらに、東京2020大会に向け、治安対策を強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

- (2) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、治安情勢が一段と厳しくなる中、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、更なる人的基盤の強化が必要である。
- (3) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るための各種防犯活動及びパトロール 活動については、これまで、警察官個々の経験則等に基づく、様々な方法で 行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・A I 等の新たな I C T を活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。

また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たなICTを活用して状況を予測することで、対応策の決定等を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

(4) 東京都では、東京 2020 大会開催に向け、大型クルーズ客船の更なる誘致 を目指しており、今後東京湾に同客船の発着等に対応できる新客船ふ頭が整 備される予定である。

また、羽田空港でも同様に、首都圏空港の航空需要増加に対応するため、 空港容量の更なる拡大と、国際線の増枠に必要な施設整備等を進め、東京の 国際競争力を強化している。

これら国際海空港等における施設整備等の推進及び4月から施行される改正入管法の影響により、今後も外国人入国者数の大幅な増加が予想されているところ、これに伴う銃器薬物密輸入事犯の増加はもとより、特に外国人が嗜好とするコカイン等の違法薬物の所持・施用事犯の増加が懸念されている。

そこで、国内への違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、 違法薬物密輸入事犯及びコカイン等の違法薬物事案の取締りに資する装備資 器材の充実強化を図ることが不可欠である。

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2)「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 各種警察活動の高度化、迅速化、効率化を図るため、新たなICTの活用 を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。

- (4) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
  - 携帯型薬物特定システム (Tru Narc)
  - コカイン予試験試薬

等の装備資器材の充実強化を図ること。

## 2 暴力団の対立抗争事件等への警戒、取締り強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争事件等の警戒、取締り強化を推進するため、可能な限りの方策を駆使して情報収集の強化を図り、保護対策の万全と捜査活動に資する装備資器材を充実させること。

#### <現状・課題>

- 1 暴力団情勢については、六代目山口組が3つに分裂した後、対立状態が継続 しており、その動向は予断を許さない状況である。
  - 都内においても、暴力団が関わるトラブルのほか、準暴力団の台頭による 利権をめぐる軋轢が懸念されている。
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴対法)」制定以降、 最大の抗争状態に直面している現状を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務 所等の関連箇所に対する警戒及び視察を強化して動向を注視している。また、 暴力団等から危害を被るおそれのある者に対する保護対策についても、暴力団 対策の基盤活動として、都民、国民の生活の安全と平穏を確保する極めて重要 な対策であり、これには、保護対象者の行動の把握とぐ犯者に関する情報の収 集が重要となる。
- 3 今後も対立抗争の未然防止や発生時の早期対応及び保護対策等に万全を期す ため、可能な限りの方策を駆使して情報収集を強化することが喫緊の課題であ り、捜査活動に資する装備資器材の充実が必要である。

#### <具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締りのため、捜査活動に資する装備資器 材の充実を図ること。

## 3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う

## 交通管制・交通規制対策【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

定周期式信号機の集中制御化、リアルタイム信号制御等の整備、 光ビーコンの整備、視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感応 等制御の整備、エスコートゾーン等の整備及び交通規制標識等の整 備を進めるため、お台場等の臨海地区及び羽田国際空港地区の道路 を道路法に基づく補助対象道路とすること。

#### <現状・課題>

臨海地区及び羽田国際空港地区には、道路法に基づかない道路が一部あり、交通安全施設等整備事業における費用の補助対象道路となっていない。

同地区については、東京 2020 大会に係る関係車両の円滑な輸送と都市活動の 安定な両立を図るため、オリンピックルートネットワークをはじめ、各競技会場 や非競技会場として位置付けられる選手村、メディアセンター、羽田空港周辺な どに直結する重要なルートであり、東京 2020 大会後も、レガシーとして残すべき 地区である。

また、輸送の成否そのものが大会成功の鍵を握ることから、東京 2020 大会期間中に大会関係者、観客など1千万人以上の人の移動が生じる中で、同地区における整備を進めることにより、その実効性を担保するものである。

#### <具体的要求内容>

定周期式信号機の集中制御化、需要予測信号制御の整備、光ビーコンの整備、 視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感応等制御の整備、エスコートゾーン 等の整備及び交通規制標識等の整備は、いずれも交通安全施設等整備事業の推進 に関する法律施行規則(昭和41年総理府・建設省令第1号)第1条第1項第1 号から第4号までの各号に規定する指定道路特定事業としての補助を受けて整備 を実施していることから、オリンピック会場等へ直結する臨海地区及び羽田空港 地区の一部の道路についても、道路法に基づく補助対象道路とすること。

## 4 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

災害対策資器材の充実強化を図ること。

#### <現状・課題>

警視庁は、平成23年の東日本大震災をはじめ、近年では平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などに際し、部隊を派遣して現場における災害活動を行ってきた。

災害警備の適否は、事前にどれだけ準備できるかにかかっており、これまでの 災害現場における救助活動で得られた経験を踏まえ、切迫する首都直下地震等の 大規模災害に対する備えを万全にするため、災害対応能力の強化に向けた救助資 器材及び現場支援資器材の拡充、充実を図るなど、大規模災害対策を強力に推進 する必要がある。

#### <具体的要求内容>

首都直下地震等の大規模災害に係る危機管理体制の強化に向け、救助部隊が長期間、継続した救助活動を可能にする現場支援資器材の充実により、災害発生時の事案対処能力の向上を図ること。

## 5 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1)薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

#### <現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、平成30年中は、2,498人にまで増加し、全薬物押収量も増加傾向にあるなど、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。特に、大麻事犯による検挙人員は、734人と過去5年間で最多となり、中でも未成年者を含む30歳未満の年齢層の占める割合が半数を超えるなど、極めて深刻な事態となっている。

当庁では、薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、YouTube 警視庁公式チャンネル内で視聴を可能にしているほか、ホームページや広報課ツイッターに、各分野の専門家の見解をまとめた「大麻を知ろう。~What's CANNABIS?~」を掲載するなど、インターネットやSNS等のメディアを通して青少年を含む都民、国民に対し広く広報啓発活動を推進している。今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及び入管法改正による訪日外国人の増加が見込まれる中、海外における薬物の規制緩和を踏まえた密輸防止のため、国際海空港等水際における広報啓発活動も検討する必要がある。

覚醒剤事犯については、検挙被疑者の約6割以上が再犯者との平成29年の全国統計を踏まえ、当庁では、『NO DRUGS警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施しているところ、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」及び「再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)」において、再犯の防止等に係る役割分担及び責務が規定されたことに伴い、今後、国、都及び市区町村、更には、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進しなければならない。

よって、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催するとともに、水際における密輸防止のための広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演及び簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図る必要がある。

- (1) ラジオ・テレビ放送に限らずインターネット・SNS等広域かつ不特定 多数が視聴するメディアを活用し、国民が安易に違法薬物に手を出さない よう広報啓発活動を推進すること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

## 6 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) 防犯カメラや自発光式表示板等の整備を図ること。
- (2) 子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

#### <現状・課題>

平成30年中における都内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案(DV)の相談件数、児童虐待事案における通告児童数は、いずれも高水準で推移しているところ、子供や女性が被害者になるケースが多い人身安全関連事案に対処するための対策は喫緊の課題である。

また、コミュニティサイト等に起因する事犯の被害も、依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題、いわゆる「JKビジネス」により児童が性犯罪被害に遭う問題及び若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあり、更には通学路において子供が被害者となる事案が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪等の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

(1)警視庁では、自治体等と連携し、民間団体に対して街頭防犯カメラの設置を働きかけているが、大規模な設置は見込めない現状であることから、犯罪発生の蓋然性が極めて高い繁華街における犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、街頭防犯カメラシステムを導入しているところである。

現在、繁華街に設置している街頭防犯カメラは、一定の犯罪抑止力を挙げているが、イベントの開催時には人が集中し、子供や女性を対象とした痴漢行為等のわいせつ事案や、通行する車両を横転させるなどの器物損壊等の粗暴事案が発生するなど、高性能の街頭防犯カメラを増設する必要性が依然として高い。

また、同システムの犯罪抑止力を更に高めるためには、街頭防犯カメラが設置されていることを、多言語表示可能な表示板を使用して、来日外国人等を含めた人々により広く周知する必要がある。

(2) 警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成29年7月施行のいわゆる「JKビジネス」の営業を規制する条例、平成30年2月施行のいわゆる「自画撮り画像」を要求する行為に罰則を設けた「東京都青少年の健全な育成に関する条例(都青少年育成条例)」に基づく取締り、更には、同年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず、関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

- (1) 渋谷スクランブル交差点に、街頭防犯カメラシステムを増設すること。 既存の街頭防犯カメラシステム整備地区に対し、広報啓発に有効な自発光 式表示板、デジタル式表示板を導入すること。
- (2) アダルトビデオ出演強要問題、いわゆる「JKビジネス」及びいわゆる「自画撮り」に関する被害の発生等、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、従前からのストーカー・DV等人身安全関連事案対策に加え、子供、女性等を犯罪から守り、さらには通学路等における子供の安全を確保するため、関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進すること。

## 7 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

#### <現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を中心とした被害者を言葉巧みに騙して財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対し、犯人の電話に出ないことが被害防止につながることや、最新の手口などの広報啓発活動により、国民に広く周知することが不可欠であることから、都道府県別の個別の広報のみでなく、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な広報の実施が必要である。

また、犯行予兆電話、いわゆるアポ電をきっかけとした強盗事件が連続発生したことからも、高齢者宅に自動通話録音機等の防犯機器の設置を推進する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の手口等を周知するための広報啓発活動を推進すること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する自動通話録音機等の機器の充実強化を図ること。

## 参考

平成30年中の特殊詐欺被害状況

都内 認知件数 3,913件(前年比+403件、+11.5%)

被害額 約84.5億円(前年比+約4.7億円、+5.9%)

全国 認知件数 16,493件(前年比-1,719件、-9.4%)

被害額 約 356.8 億円 (前年比-約 38.0 億円、-9.6%)

## 8 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動を推進すること。

#### <現状・課題>

情報通信技術の進化に伴い、生活が豊かになる反面、その技術を悪用した新たな 犯罪が発生するなど、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。

近年内閣府が実施した世論調査の結果では、インターネットの利用に関連するトラブルについて「不安がある」、不安に感じる犯罪について「インターネットを利用した犯罪」が最も多く挙げられている一方で、インターネットを安全・安心に利用するための対策に「何を行えばよいか分からない」との回答も散見されるなど、サイバーセキュリティ対策に関する知識が十分に浸透されていない現状にある。

さらには、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、サイバー空間を利用した観戦チケットにかかる詐欺や大会運営に携わる企業を狙った標的型メール攻撃等、全国に被害を及ぼす事案の発生が懸念されている。

こうした中、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略の改定について(平成 30 年9月6日付け警察庁乙官発第 11 号ほか)」において、民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が掲げられており、警視庁では、区市町村及び商工会議所等と協定を締結し、中小企業者に対する支援を行うなど、社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化に向けて取り組んでいる。

#### 〈具体的要求内容〉

都民、国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、チラシの配布やポスターの掲示による周知方策のほか、大手SNS企業との連携による全国規模の情報発信、実際にパソコンやスマートフォンに触れることができる体験型イベント及び中小企業者を対象とした実機セミナーを拡充するなど、総合的な広報啓発活動を強化するとともに、それを推進するための財源を確保すること。

## 9 特例施設占有者に対する権限行使の義務化【最重点】

(提案要求先 警察庁) (都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

#### <現状・課題>

近年、拾得物取扱量が急増し、平成30年中は都内において約414万件という過去最多の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況である。

こうしたことから、遺失物業務にかかる事務の見直し等を実施することが当庁としての喫緊の課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占め、そのうち特例施設占有者(鉄道、バス及び航空等)が約5割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、 そのほとんどは、これに拠らず警察署に提出している状況であり、警察署の大き な負担となっている。

#### <具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法(平成18年法律第73号)において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

## 10 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省) (都所管局 都民安全推進本部・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国 審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

#### <現状・課題>

(1) 不法残留者は、平成26年まで一貫して減少していたものの、平成27年から22年ぶりに増加に転じ、平成31年1月1日現在の不法残留者も約7万4000人と5年連続で増加し、今後の動向について予断を許さない状況にある。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

- こうした偽装滞在者は、不法入国者及び不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。
- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、不法 就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉 な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在すること から、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、 実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。

また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

## (2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省) (都所管局 都民安全推進本部・生活文化局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留 学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務 付ける法律を整備すること。

#### <現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

都においては、平成29年9月に日本学生支援機構及び警視庁と、外国人留学 生等の滞在支援に資する施策に関する協定を締結し、留学生のルール、マナーの 改善による安全安心の向上に取り組むなど、様々な活動を行っている。

今後も、国の「留学生30万人計画」の推進に伴い、留学生が更に増加することを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを 確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連 携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に基づき、留学生の在留管理を確実に行うとともに、留学生の所属する学校教育法(昭和22年法律第26号)に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び 在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

# 4 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省) (都所管局 都民安全推進本部)

- (1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組むこと。 また、再犯防止推進計画に盛り込まれた各施策に関し、その 具体的内容等を明確にするとともに、地方公共団体の理解を得 て進めること。
- (2) 地方公共団体が、地方再犯防止推進計画策定など再犯防止推 進施策を推進するにあたり、国において必要な支援を行うこ と。
- (3)保護司を始めとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

#### <現状・課題>

都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約半数であり、また刑法犯の犯罪 少年に占める再犯者率は36.5パーセントと上昇傾向にあるなど再犯の抑止へ の取組の重要性が増している。

こうした中、国においては、平成29年末に再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)を閣議決定した。推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「推進法」という。)第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地方公共団体との連携強化等」など、7つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

推進法第2章第1節では、国の施策が規定されているが、これらの中には、従前から地方公共団体が実施主体となり、犯罪をした者か否かにかかわらず、住民に提供してきている各種サービスが含まれている。同章第2節では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、施策を講ずるように努める旨、規定されている。

しかし、推進計画では、各施策の具体的な内容やその実施主体が明確に示されていない事項が多く、特に、第1節に対応した課題に関する各施策については、 国と地方公共団体との役割分担が明確でない。

また、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。保護司の活動拠点であり、非行少年の立ち直り支援や再犯防止に寄与する更生保護サポートセンターは、順次、設置が進んでいるものの、都内33の保護区全てに設置がされている状況ではない。

#### (平成31年3月末現在)

- (1) 再犯防止施策推進のため
  - ① 国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組むこと。
  - ② 国と地方公共団体とが連携して再犯防止施策に取り組めるよう、推進計画に盛り込まれた各施策に関し、その具体的内容、財源負担や国が想定している実施主体を明確にするとともに、地方公共団体の理解を得て進めること。
- (2) 地方公共団体において、地方再犯防止推進計画の策定など再犯防止施策を 推進するにあたり、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 各地域において更生保護の取組が促進されるよう、
  - ① 犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司への活動支援を充実させること。
  - ② 国所管施設の提供や民間施設確保のための財政措置など、都内全保護区に更生保護サポートセンターが設置されるよう、引き続き積極的かつ実効性ある措置を取ること。

# 5 国民保護事案に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省) (都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関しての情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) EMP (電磁パルス) 攻撃について被害予測や対策などを的 確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供 を行うこと。

### <現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、 日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の 地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われた。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、平成31年2月の第2回米朝首脳会談では合意に至らなかった。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではなく、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

さらに、通信・電力等のインフラが狭い国土に集積している我が国においては、 EMP攻撃も深刻な問題である。

今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、世界から多くの来訪者も見込まれている。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

#### <具体的要求内容>

(1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。

- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) EMP攻撃については、国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策について的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。

# 参考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

#### 【核実験実施】

- 平成29年9月3日(6回目)
- 平成28年9月9日(5回目)
- 平成28年1月6日(4回目)

など

#### 【弾道ミサイル発射】

- 平成29年11月29日(排他的経済水域に着水)
- 平成29年9月15日(日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時 警報システムが鳴動)
- 平成29年8月29日(日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時 警報システムが鳴動) など
- 朝鮮半島の非核化に向けて実施された主な会談
  - 平成30年4月27日 南北首脳会談(朝鮮半島の完全な非核化実現を目標とした「板門店宣言」 署名)
  - 平成30年6月12日 米朝首脳会談(シンガポール)(朝鮮半島の完全な非核化に取り組む「共 同声明」署名)
  - 平成31年2月27日、28日 米朝首脳会談(ベトナム・ハノイ) (非核化に向けた交渉決裂)

